

令和８年度朝倉市ホームページバナー広告掲載業務

一般競争入札実施要領

令和８年８月

朝倉市 人事秘書課

目 次

1	業務の概要	1
2	入札参加者資格要件	1
3	入札参加申込受付	1
4	仕様書に対する質問	2
5	指名業者の選定	3
6	入札及び開札の日時場所	3
7	入札保証金	3
8	入札の方法	3
9	落札者の決定方法	4
10	入札の無効	4
11	契約の締結	4
12	契約保証金	4
13	その他	5
14	問い合わせ先	5

令和８年度朝倉市ホームページバナー広告掲載業務
一般競争入札実施要領

Ⅰ 業務の概要

(１) 業務名

令和８年度朝倉市ホームページバナー広告掲載業務

(２) 業務委託期間

令和８年１２月１日から令和９年１１月３０日まで

(３) 主な仕様

別紙「令和８年度朝倉市ホームページバナー広告掲載業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

Ⅱ 入札参加者資格要件

一般競争入札参加資格審査申請書を提出し、朝倉市が入札参加の資格を認めたものであること。なお、次のいずれかに該当するものは、申込者となることができない。

- ① 個人及び法人以外の者
- ② 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人及び被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けたもの並びに未成年者で法定代理人の同意を受けていないものをいう。）及び破産者で復権を得ない者
- ③ 朝倉市の一般競争入札または指名競争入札に参加した落札者で、正当な理由なく契約を締結せず又は履行しなかった者で当該事実があった日から２年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団等

Ⅲ 入札参加申込受付

(１) 受付期間

令和８年８月２１日（金）から令和８年９月１０日（木）まで（必着）
（期間中の週休日の申込受付は不可とする。）

(２) 受付時間

午前９時から午後５時まで

(３) 受付場所

朝倉市役所 本庁舎４階 人事秘書課
（朝倉市甘木２３２番地１）

(4) 申込に必要な書類

- ① 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第Ⅰ号）
- ② 誓約書
- ③ 役員等調書及び照会承諾書
- ④ 営業所一覧表（法人の場合）
- ⑤ 営業経歴書（直近2年分記載すること）

過去2年の間に本市並びに国、他の地方公共団体と種類（システム開発等に関するもの）及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結したことが確認できる書類（実績がある場合のみ提出すること。なお、様式は問わない。）

- ⑥ 使用印鑑届（指定様式）
- ⑦ 登記事項証明書（法人の場合）
- ⑧ 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（個人の場合）
- ⑨ 身分証明書（個人の場合）

※ ⑦～⑨の書類については、発行後3か月以内のものであること。

※ 朝倉市契約に関する規則第22条第2項に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、②～⑨までの書類を省略することができる。

(5) 申込方法

上記(3)の宛先に上記(4)の書類（以下、「入札参加申込書等」という。）を一般書留または簡易書留にて郵送すること、もしくは、(3)の場所へ直接持参すること。

(6) 提出部数

1部

(7) その他

メール、FAXによる申込は受付けない。入札参加申込書等の提出後、内容について確認の連絡をする場合があるため、一般競争入札参加資格審査申請書に記載する担当者については、提出した書類の内容が分かる者であり、かつ、担当者へ直接連絡がとれる連絡先を記載すること。

入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合、応募は無効とする。

4 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問は、以下のとおりとする。

(1) 質問方法

本業務に関する質問は、原則として指定の質問書によりメールにて送信すること。なお、メールの件名には「質問：令和8年度朝倉市ホームページバナー広告掲載業務」と記載すること。

(2) メール送信先

jinji-kouhou@city.asakura.lg.jp

(3) 質問期限

令和8年9月2日(水)正午まで

(4) 質問に対する回答

質問の回答は、令和8年9月4日(金)までに質問者へメールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

5 入札参加資格の審査

(1) 入札参加事業者の審査

入札業者は、「2 入札参加者資格要件」を満たすこと。

(2) 通知予定日

令和8年9月25日(金)

6 入札及び開札の日時場所

(1) 日時 令和8年10月8日(木) 14時00分から

(2) 場所 朝倉市役所本庁 3階 301会議室(朝倉市甘木232番地1)

7 入札保証金

(1) 朝倉市契約に関する規則(平成18年・朝倉市規則第51号)に基づき、入札に参加する者は「入札保証金(入札金額の100分の5以上)」を入札開始前までに納付しなければならない。

(2) 落札できなかった者の入札保証金は、入札終了後に返還する。

(3) 落札者の入札保証金は、契約締結後に還付するが、契約保証金の納入にこれを充当することができる。

(4) 入札保証金には、利子は付さない。

(5) 入札参加者が、過去2年の間に本市並びに国、他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これを全て誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金を免除する。

8 入札の方法

(1) 入札書は、当日持参すること。なお、入札書は、指名通知時に様式を配布する。

(2) 入札書には、入札者の住所、氏名(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)を記入・押印し、金額を記載すること。

(3) 代理人での入札は、必ず委任状を提出すること。

(4) 入札書に押印する印鑑は、本人が入札する場合は、入札参加資格申請書等で届け出た「使用印鑑届」の印影と同じ印鑑とすること。

(5) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には委任者の住所、

氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）及び代理人名を併記し、代理人の印鑑を押印し入札を行うこと。なお、入札書の印影は、委任状に押印された代理人使用印の印影と同じ印鑑とすること。

- （６）入札は、２回まで行うものとし、２回目で決定しないときは、最高価格での入札者が見積書の提出を行うものとする。

９ 落札者の決定方法

- （１）朝倉市が設定する予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- （２）落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、「くじ引き」によって落札者を決定する。
- （３）同価の入札をした者は、「くじ引き」を辞退することができない。

１０ 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （１）入札参加資格を有しないものを行った入札。
- （２）代理人による入札の場合において、委任状のない代理人を行った入札。
- （３）入札者又はその代理人が同一入札事項について２以上の入札をしたとき。
- （４）記名押印を欠く入札。
- （５）金額を訂正した入札。
- （６）入札者の印鑑が登録したものと違うとき。
- （７）その他入札の条件に違反した入札。

※入札に参加しない場合（遅刻を含む）は、棄権とみなす。

１１ 契約の締結

- （１）落札者は、落札の通知を受けた日から原則７日以内に、朝倉市との間で業務委託契約を締結しなければならない。
- （２）落札者が、正当な理由なく契約を締結しない場合は、入札保証金は朝倉市に帰属するものとする。
- （３）朝倉市契約に関する規則に基づき契約を締結する。

１２ 契約保証金

- （１）落札者は、業務委託契約締結の際、売買代金の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約金額の全額を即納するときは免除する。
- （２）契約保証金は、朝倉市が発行する納入通知書により、落札決定の日から原則として７日以内に納入しなければならない。
- （３）契約保証金には、利子を付さない。

- (4) 朝倉市との業務委託契約締結後、落札者が契約上の義務を履行しない場合は、契約保証金は朝倉市に帰属する。

1 3 その他

- (1) 提出された入札参加申込書等は、返却しない。
- (2) 提出された入札参加申込書等は、無断で他に使用することはない。
- (3) 入札申込書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 止むを得ない事由が生じたときは、入札又は発注を取りやめることがある。

1 4 問い合わせ先

朝倉市 総務部 人事秘書課

電 話：0 9 4 6 - 2 2 - 1 1 1 1（内線：4 1 0 5）

メー ル：jinji-kouhou@city.asakura.lg.jp